特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業事務(健康増進法による事業を除く独自事 務) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、健康増進事業事務(健康増進法による事業を除く独自事務) における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和6年7月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康増進事業事務(健康増進法による事業を除く独自事務)					
②事務の概要	四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づく事業を除く独自事務として、成人健康診査、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務					
	②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の免除対象者への無料受診券の発行に関する事務					
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム					

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理(がん検診、健康診査)システム情報ファイル

•	100	4447	A 1	
		人番号	7/8 V.SI	
· ·		∨ = ∵	A 1	ZAL.

番号法第9条第2項 法令上の根拠 四條畷市個人番号・

四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)別表第1の6

の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 1)実施する

 2)実施しない

 3)ま定

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

①部署健康福祉部 保健センター②所属長の役職名保健センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

四條畷市 総務部 総務課 請求先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

四條畷市 健康福祉部 保健センター

〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号 電話:072-877-1231

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類			
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評 2) 基礎項目評 3) 基礎項目評	価書 価書及び重点項目評価書 価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関につい	ハては、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書におい	ハて、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供は	、ットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ;	れている れている
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ。	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワー	-クシステムを選	じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの)接続		〇]接続しない(入手)	[0]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ;	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入。 2)十分である 3)課題が残さ	
7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残さ	
8. 監査					
実施の有無	[〇]自	己点検	[]内	部監査 []	外部監査
9. 従業者に対する教育・	李発				
従業者に対する教育・啓発	[+	分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入; 2) 十分に行っ ⁻ 3) 十分に行っ ⁻	

変更簡所

変更箇			大王从《职 籍	ARI (1) nd 440	AR (1) of 401 - 65 7 54 on
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例(平成27年条例第23号)	番号法第9条第2項 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例(平成27年条例第23号) 別表第1の8の項	事後	
	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年2月15日	平成29年3月15日	事後	
	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年2月15日	平成29年3月15日	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保健センター 所長 高津 和憲	保健センター 所長 豊留 利永	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月15日	平成30年3月31日	事後	
	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月15日	平成30年3月31日	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例(平成27年条例第23号) 別表第1の8の項	番号法第9条第2項 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例(平成27年条例第23号) 別表第1の6の項	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づ事業を除く独自事務として、前立腺がん検診、乳がん検診(超音波検査)、成人健康診査、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者がらの受診予約の受け並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の発除対象者への無料受診券の発行に関する事務	四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づく事業を除く独自事務として、成人健康診査、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業の未受診者の根据及び勧奨通知に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務	事後	
	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保健センター 所長 豊留 利永	保健センター 所長	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	 Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	対象人数 Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日		内部監査	自己点検	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日		健康管理システム、住基システム、税務情報 システム、統合宛名システム	健康管理システム、住基システム、統合宛名 システム	事後	
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	